

季刊コラム

RYOの晴れのちはれ

民法の改正で舅(しゅうと)・姑(しゅうとめ)の介護が報われる！？



【 相続の法律が大きく変わります 】

2019年、2020年にかけて、相続の法律が大きく変わることをご存知でしょうか。夫や妻に、自宅に住み続ける居住権が与えられたり、遺言書の形式が緩まったり保管方法が整備されたりなど、高齢社会に対応したような改正が行われます。今回のコラムでは、介護の世界に関係するかもしれない改正点をご紹介します。それは「**相続人以外の者の特別寄与制度**」です。

【 たとえば・・・妻や夫が、義理の父母の介護をしていたケース 】

この制度のモデルケースとしてあげられているのが、「義理の父母の介護をしていた」ようなケースです。たとえば、母の没後に単身で暮らしていた父が亡くなり、長男・次男が残された家庭の場合を考えてみましょう。長男と次男には父の遺産を半分ずつ相続する権利がありますが、長男の妻や次男の妻には、残念ながらこれまで遺産を受け取る権利はありませんでした。さらに、この家庭で、長男が父よりも先に亡くなっていた場合はどうなるでしょうか。もし長男夫婦に子(父からすれば孫)がいなければ、長男の妻が父の介護をどれほど献身的に行ったとしても、遺産は次男のみが相続する決まりになっていました。長男の妻にも遺産を分けなければ、父が生前にその旨を遺言書に遺しておくことなどが必要だったのです。

これに対して、今回の改正では、無償で療養看護などを行った相続人以外の親族が、亡くなった人の財産の増加や維持に貢献したような場合、「特別寄与料」として貢献度に応じた金銭の支払請求を相続人に行うことができるようになりました。さきほどの家庭で長男の妻の特別寄与料が認められた場合、最初のケースでは長男と次男に金銭を請求することができ、後のケースでは次男に金銭を請求することができるようになります。

ただし、この特別寄与料は、請求すれば必ず受け取れるものとは限りません。あくまでも、亡くなった方の財産の増加や維持に貢献することが必要となります。たとえば介護で貢献していたというケースでは、日頃から介護記録などの詳細を残したり、おむつ代や病院付き添いの交通費など、介護を行ううえで出費したレシート等を残しておくことが重要でしょう。また、介護保険制度を利用している場合には、関わっていたケアマネジャー等の意見なども参考とされるかもしれません。

介護保険制度が定着した現在では、保険内でのサービスを利用している場合には、この特別寄与料を請求できるかは微妙なところもあるでしょう。もう少し負担が進んで、亡くなった方が自宅での生活を希望し、そのために介護者が仕事を辞めたような場合には、請求できる可能性が出てくるようにも思います。いずれにせよ、この制度ができたことによって、あらためて「相続人ではない家族にも、介護の貢献には報いよう」という方向へ進んだことは、評価ができるのではないのでしょうか。